

【（介護予防）訪問入浴介護】

自己点検シート

事業所名：

連絡先：TEL

記入日：令和

年

月

目

記入者職氏名：役職

氏名

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		該当 なし
			適	不適	
I 基本方針					
1 基本方針	利用者が要介護(要支援)状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものとなっていますか。 指定居宅サービスの提供に当たって、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めていますか。	基準第44条 (予防基準第46条) 基準第3条 (予防基準第3条)	☐	☐	☐
II 人員基準					
2 訪問入浴介護従業者の員数	訪問入浴介護従業者は以下の人数以上配置していますか。 ・看護職員 1人以上 ・介護職員 2人以上(※介護予防のみ指定を受けた場合は、介護職員は1人以上) 訪問入浴介護従業者のうち1人以上は常勤職員となっていますか。 → 常勤職員の人数を記載してください。 看護職員()人 介護職員()人	基準第45条 (予防基準第47条)	☐	☐	☐
3 管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 (管理業務に支障はないですか。他の職種等との兼務している時間帯も、当該訪問入浴介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じていませんか。事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該訪問入浴介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができる体制となっていますか。) → 次の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一の事業者によって設置された他事業所と兼務している場合は、兼務している全ての事業所名、サービス種類、職種名、1週間あたりの勤務時間数 事業所名 : () () サービス種類 : () () 職種名 : () () 勤務時間 : () ()	基準第46条 (予防基準第48条)	☐	☐	☐

(注)別紙(参考様式1)「従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成のうえ添付してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅲ 設備基準					
4 設備等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられていますか。 利用申込の受付・相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備を保管するために必要なスペースが確保されていますか。 訪問入浴介護の提供に必要な浴槽、車両等の設備・備品等を備えていますか。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮していますか。	基準第47条(予防基準第49条)	☐	☐	☐
Ⅳ 運営基準					
5 内容及び手続の説明及び同意	訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ていますか。 ※下記の重要事項が全て記載されていますか。 □運営規程の概要 □従業者の勤務体制 □事故発生時の対応 □苦情処理の体制 □その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項 ※従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。	基準第54条:第8条準用(予防基準第49条の2)	☐	☐	☐
6 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。特に要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否したことはありませんか。 (提供を拒むことのできる正当な理由) ①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③その他利用申込者に対し自ら適切な訪問入浴介護を提供することが困難な場合	基準第54条:第9条準用(予防基準第49条の3)	☐	☐	☐
7 サービス提供困難時の対応	サービス提供が困難な場合、当該利用申込者にかかる居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	基準第54条:第10条準用(予防基準第49条の4)	☐	☐	☐
8 受給資格等の確認	利用申込者の被保険者証で、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認していますか。 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、サービス提供に際し、その意見を考慮していますか。	基準第54条:第11条準用(予防基準第49条の5)	☐	☐	☐
9 要介護認定の申請に係る援助	利用者申込者が要介護認定を受けていない場合は、要介護認定申請のために必要な援助を行っていますか。 要介護認定の有効期間が終了する30日前には更新申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	基準第54条:第12条準用(予防基準第49条の6)	☐	☐	☐
10 心身の状況等の把握	サービス担当者会議を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	基準第54条:第13条準用(予防基準第49条の7)	☐	☐	☐
11 居宅介護支援事業者等との連携	訪問入浴介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者(以下「居宅介護支援事業者等」という)との密接な連携に努めていますか。 訪問入浴介護の提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	基準第54条:第14条準用(基準第49条の8)	☐	☐	☐
12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、訪問入浴介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業所に関する情報提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	基準第54条:第15条準用(予防基準第49条の9条)	☐	☐	☐
13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	基準第54条:第16条準用(予防基準第49条の10)	☐	☐	☐
14 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他必要な援助を行っていますか。	基準第54条:第17条準用(予防基準第49条の11)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
15 身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは提示するよう指導していますか。	基準第54条:第18条準用 (予防基準第49条の12)	☐	☐	☐
16 サービスの提供の記録	訪問入浴介護を提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。 (必要な事項) ・サービス提供日 ・具体的なサービス内容 ・利用者の心身の状況 ・その他必要な事項 等	基準第54条:第19条準用 (予防基準第49条の13)	☐	☐	☐
	訪問入浴介護を提供した際は、具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、情報提供していますか。		☐	☐	☐
17 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	基準第48条 (予防基準第50条)	☐	☐	☐
	法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護を提供した場合の利用料と、居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額を生じさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者の選定により通常の事業実施地域外でサービス提供を行う場合、それに要した交通費の額、利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用以外の支払いを受けていませんか。		☐	☐	☐
	あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	サービスの提供に要した費用の支払いを受けた際、領収証を交付していますか。	法第41条第8項 施行規則第65条	☐	☐	☐
	領収証には、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。		☐	☐	☐
	領収書には、医療費控除が適切に記載されていますか。	平成12年11月16日老振発第73号	☐	☐	☐
18 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しない訪問入浴介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対し交付していますか。	基準第54条:第21条準用 (予防基準第50条の2)	☐	☐	☐
19 訪問入浴介護の基本取扱方針	訪問入浴介護の提供は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう利用者の状態に応じて、適切に行っていますか。	基準第49条 (予防基準第56条)	☐	☐	☐
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		☐	☐	☐
20 訪問入浴介護の具体的取扱方針	サービスの提供に当たっては、懇切丁寧にを行うことを心がけるとともに、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について説明を行っていますか。	基準第50条 (予防基準第57条)	☐	☐	☐
	サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行っていませんか。		☐	☐	☐
	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		☐	☐	☐
	また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行っていますか。その具体的な内容について記録していますか。		☐	☐	☐
	介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	1回の訪問につき看護職員1人及び介護職員2人をもって行い、これらの者のうち1人を当該サービス提供の責任者としていますか。 ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合であって、看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、主治の医師の意見を確認した上で行っていますか。		☐	☐	☐
	サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際しては、安全及び清潔の保持に留意していますか。特に、利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。 また、消毒方法等についてマニュアルを作成するなど、従業者に周知していますか。		☐	☐	☐
21 利用者に関する市町村への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ①正当な理由なしに訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	基準第54条:第26条準用 (予防基準第50条の3)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
22 緊急時の対応	サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置をとっていますか。	基準第51条 (予防基準第51条)	☐	☐	☐
23 管理者の責務	管理者は、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 また、管理者は従業者に法令・基準等を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	基準第52条 (予防基準第52条)	☐	☐	☐
24 運営規程	訪問入浴介護事業所ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めていますか。 □事業の目的及び運営の方針 □従業者の職種、員数及び職務内容※1 □営業日及び営業時間 □訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 □通常の事業の実施地域 □サービスの利用に当たっての留意事項 □緊急時等における対応方法 □虐待の防止のための措置に関する事項※2 □その他運営に関する重要事項 ※1 従業者の員数は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、重要事項を記した文書に記載する場合、「〇人以上」と記載することも差し支えない。 ※2 虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。	基準第53条 (予防基準第53条)	☐	☐	☐
25 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制を定めていますか。	基準第53条の2 (予防基準第53条の2)	☐	☐	☐
	原則として月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等を定めていますか。		☐	☐	☐
	当該事業所の訪問入浴介護員等によってサービスを提供していますか。		☐	☐	☐
	訪問入浴介護員等の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。		☐	☐	☐
	職場におけるハラスメントの防止のため、事業主は以下の措置を講じていますか。 ＜事業主が講ずべき措置の具体的内容＞ 事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。		☐	☐	☐
	①事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知啓発すること。		☐	☐	☐
	②相談（苦情を含む。以下同じ）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定め、従業者へ周知すること。		☐	☐	☐
	＜事業主が講じることが望ましい取組＞ 顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例としては以下のとおりである。 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
26 業務継続計画の策定等	感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して訪問入浴介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、訪問入浴介護従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施していますか。 業務継続計画には、以下の項目等を記載していますか。 ●感染症に係る業務継続計画 ①平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） ②初動対応 ③感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ●災害に係る業務継続計画 ①平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ②緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ③他施設及び地域との連携 ●研修 （年1回以上＋新規採用時） 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとしていますか。 また、研修の実施内容についても記録していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ●訓練（シミュレーション） （年1回以上） 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施していますか。 ※感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ※訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	基準第54条：第30条の2準用（予防基準第53条の2の2）	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
27 衛生管理等	訪問入浴介護員等の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。 訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理を行っていますか。 感染症の予防及びまん延の防止のために、次の措置を講じていますか。 □感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置と開催（おおむね6月に1回以上） □感染対策を担当する者の設置 □感染症の予防及びまん延の防止のための指針の策定 □感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施（それぞれ年1回以上） 感染対策を担当する者の設置について、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者 指針に次の項目は記載されていますか。 ①平常時の対策 事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等 ②発生時の対応 発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等 ※また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ※「介護現場における感染対策の手引き」参照。	基準第54条：第31条準用（予防基準第53条の3）	☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐
			☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
28 掲示	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要や従業者(訪問入浴介護員等)の勤務の体制、その他重要事項を掲示していますか。 ※重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができる。	基準第54条:第32条準用 (予防基準第53条の4) 堺市介護保険施行規則第51条の14	☐	☐	☐
※令和7年4月1日より義務化	原則として、重要事項をウェブサイトに掲載していますか。 (ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいう。)		☐	☐	☐
29 秘密保持等	従業者が正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。 (秘密保持誓約書や就業規則に「退職後も」秘密を漏らさない旨の記載がありますか。)	基準第54条:第33条準用 (予防基準第53条の5)	☐	☐	☐
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ書面により得ていますか。		☐	☐	☐
30 広告	訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	基準第54条:第34条準用 (基準第53条の6)	☐	☐	☐
31 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	基準第54条:第35条準用 (予防基準第53条の7)	☐	☐	☐
32 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数 : (月 件程度) 苦情相談窓口の設置 : (有 ・ 無) 相談窓口担当者 : ()	基準第54条:第36条準用 (予防基準第53条の8)	☐	☐	☐
	苦情相談を受けた場合、苦情相談等の内容を記録・保存していますか。 苦情相談を受けたことがない場合、苦情相談等の内容を記録・保存する準備をしていますか。		☐	☐	☐
	苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上の取組を行っていますか。		☐	☐	☐
	自ら提供した訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。		☐	☐	☐
	利用者からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		☐	☐	☐
	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告していますか。		☐	☐	☐
33 地域との連携等	事業の運営に当たっては、提供サービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。 高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する訪問入浴介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に訪問入浴介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めていますか。	基準第54条:第36条の2準用 (予防基準第53条の9)	☐	☐	☐
34 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 過去に事故が発生していない場合でも、発生した場合に備えて、あらかじめ対応方法や記録様式等を準備していますか。 →過去1年間の事故事例 : (有 ・ 無)	基準第54条:第37条準用 (予防基準第53条の10)	☐	☐	☐
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。賠償すべき事故が発生したことがない場合でも損害賠償を速やかに行える準備をしていますか。 →損害賠償保険への加入 : (有 ・ 無)		☐	☐	☐
	事故が生じた際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。	解釈通知第3の1の3(30)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
35 虐待の防止	虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、訪問入浴介護事業所における虐待の防止に関する措置を講じていますか。	基準第54条：基準第37条の2準用（予防基準第53条の10の2）	☐	☐	☐
	虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために以下の事項を実施していますか。 □虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置（年1回以上） □虐待の防止のための指針の策定 □虐待の防止のための従業者に対する研修の実施（年1回以上） □虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の配置	解釈通知第3の1の3(31)	☐	☐	☐
	指針に盛り込むべき項目 □事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 □虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 □虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 □虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する基本方針 □成年後見制度の利用支援に関する事項 □虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 □利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 □その他虐待の防止の推進のために必要な事項		☐	☐	☐
	虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について、同一事業所内での複数担当（※）の兼務や他の事業所・施設等との担当（※）の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任していますか。 （※）身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者（看護師が望ましい。）、感染対策担当者（看護師が望ましい。）、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者		☐	☐	☐
36 会計の区分	事業所ごとに経理を区分するとともに、訪問入浴介護事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	基準第54条：第38条準用（予防基準第53条の11）	☐	☐	☐
37 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準第53条の3（予防基準第54条） 基準条例第3条	☐	☐	☐
	次に掲げる介護サービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間（サービス提供記録は提供日から5年間）保存していますか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指す。 ①訪問入浴介護計画 ②利用者に提供した具体的なサービス内容等の記録 ③身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④市町村への通知に係る記録 ⑤苦情の内容の記録 ⑥事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		☐	☐	☐
38 変更の届出等	当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内にその旨を届け出していますか。	法第75条 施行規則第131条	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
V 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」					
1 高齢者虐待の防止	事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。	高齢者虐待防止法第5条	☐	☐	☐
	利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えていませんか。	高齢者虐待防止法第2条	☐	☐	☐
	利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ることをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うことをしていませんか。		☐	☐	☐
	利用者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせていませんか。		☐	☐	☐
	利用者財産を不当に処分すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ていませんか。		☐	☐	☐
	高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等による虐待の防止のための措置を講じていますか。	高齢者虐待防止法第20条	☐	☐	☐
VI 業務管理体制の整備					
1 業務管理体制の整備	1 事業者(法人)内で、法令遵守について職員に周知をしていますか。 また、どのように周知されていますか。 《周知方法： 》	法第115条の32 施行規則第140条の39及び第140条の40	☐	☐	☐
	① 法令遵守責任者の選任 【全ての法人】 事業者(法人)において、1人、法令遵守責任者を選任し、所管庁に届け出ていますか。 《法令遵守責任者の届出： 済・未済 》 《所属・職名： 氏名： 》		☐	☐	☐
	② 法令遵守規程の整備 【事業所(施設)数が20以上の法人のみ】 事業者(法人)において、法令遵守規程を作成し、各事業所・施設に周知していますか。 また、規程の概要を所管庁に届け出ていますか。 《規程の概要の届出： 済・未済 》		☐	☐	☐
	③ 業務執行の状況の監査 【事業所(施設)数が100以上の法人のみ】 事業者(法人)において、業務執行の状況の監査を定期的の実施していますか。 また、監査の方法の概要を所管庁に届け出ていますか。 《監査の方法の概要の届出： 済・未済 》		☐	☐	☐
	2 届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。 また、事業所数の増減により整備すべき内容が変わった場合等についても、遅滞なく、変更事項を所管庁に届け出ていますか。		☐	☐	☐
	3 所管庁に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の所管庁及び変更前の所管庁の双方に届け出ていますか。 ※ 所管庁(届出先) ◎指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒厚生労働大臣 ◎指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者 ⇒主たる事務所の所在地の都道府県知事 ◎すべての指定事業所等が堺市の区域に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎地域密着型サービス(介護予防含む)のみを行う事業者で、すべての指定事業所が堺市内に所在する事業者 ⇒堺市長(介護事業者課) ◎上記以外の事業者 ⇒大阪府知事(福祉部高齢介護室介護事業者課)		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
Ⅶ 介護給付費関係					
1 基本的事項	訪問入浴介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	算定基準別表2	☐	☐	☐
	介護予防訪問入浴介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第127号の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定していますか。	予防算定基準別表1	☐	☐	☐
	訪問入浴介護に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	平12厚告19の二	☐	☐	☐
	指定介護予防訪問看護に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第94号の「厚生大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てて計算していますか。	平18厚告127の二 平12厚告19の三	☐	☐	☐
2 高齢者虐待防止虐待措置未実施減算	事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、以下の基準のうち、ひとつでも満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表2注2 (予防算定基準別表1注2)	☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための指針を整備している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施している。		☐	☐	☐
	・ 高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いている。		☐	☐	☐
3 業務継続計画未策定減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合は利用者全員について業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	算定基準別表2注3 (予防算定基準別表1注3)	☐	☐	☐
4 介護職員3人の訪問	利用者に対して、入浴により当該利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれのないと認められる場合に、その主治の医師の意見を確認した上で、訪問入浴介護事業所の介護職員3人が（介護予防訪問入浴介護事業所の介護職員2人）が訪問入浴介護を行った場合、 <u>所定単位数の100分の95</u> に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表の2注4 (予防算定基準別表1注4)	☐	☐	☐
5 清しき、部分浴	訪問時の利用者の心身の状況等から、全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清しき又は部分浴（洗髪、陰部、足部等の洗浄）を実施した場合、 <u>所定単位数の100分の90</u> に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表2注5 (予防算定基準別表1注5)	☐	☐	☐
	※入浴を見合わせた場合には算定できません。				
6 同一建物等に居住する利用者の減算	(1) 次のいずれかの利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。	算定基準別表2注6 (予防算定基準別表1注6)	☐	☐	☐
	イ 訪問入浴介護事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問入浴介護事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」）に居住する利用者（訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）				
	ロ 訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者がイに該当するもの以外の同一の建物に20人以上居住する建物の利用者 ※当該事業所が指定相当第1号訪問事業（介護予防訪問入浴介護）と一体的な運営をしている場合、第1号訪問事業の利用者（要支援者）を含めて計算すること。		☐	☐	☐
	(2) 訪問入浴介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、訪問入浴介護を行った場合は、1回につき <u>所定単位数の100分の85</u> に相当する単位数を算定していますか。		☐	☐	☐
	※「同一敷地内建物等」とは、当該訪問入浴介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（当該訪問入浴介護事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む。）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを指す。 具体的には、一体的な建築物として、当該建物の1階部分に訪問入浴介護事業所がある場合や当該建物と渡り廊下でつながっている場合など、同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物として、同一敷地内にある別棟の建築物や幅員の狭い道路を挟んで隣接する場合などが該当する。		☐	☐	☐
7 特別地域訪問介護加算	平24厚告120号に定める地域に所在する訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者がサービスを提供した場合は、1回につき <u>所定単位数の100分の15</u> に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表2注7 (予防算定基準別表1注7)	☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
8 中山間地域等における小規模事業所加算	平21厚告83号の一に定める地域に所在し、かつ、施設基準に適合する訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を加算していますか。 ※1月当たり延べ訪問回数が20回以下の訪問入浴介護事業所であること。	算定基準別表2注8 (予防算定基準別表1注8)	☐	☐	☐
9 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	平21厚告83号の二に定める地域に居住している利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合は所定単位数の100分の5に相当する単位数を加算していますか。	算定基準別表2注9 (予防算定基準別表1注9)	☐	☐	☐
10 サービス種類相互間の算定関係	利用者が下記のサービスを受けている場合は、当該月について、訪問入浴介護費を算定していませんか。 短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス	算定基準別表2注10 (予防算定基準別表1注10)	☐	☐	☐
11 初回加算	新規利用者の居宅を訪問し、訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で利用者に対して、初回の訪問入浴介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算していますか。	算定基準別表2口注 (予防算定基準別表1口注)	☐	☐	☐
	初回の訪問入浴介護を行う前に、当該事業所の職員が利用者の居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等を行っていますか。		☐	☐	☐
	当該加算は、初回の訪問入浴介護を行った日の属する月に算定していますか。		☐	☐	☐
12 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1) 算定月の前の3月において、利用者総数のうち、日常生活自立度ランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する利用者(以下、「対象者」という。)の割合が2分の1以上の月はあるか。 (2) 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、事業所における対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、対象者の数が20人以上である場合にあっては1に対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していますか。 ※「認知症介護に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護実践リーダー研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指す。 (3) 当該事業所の従業者に対する認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催していますか。 ※会議の実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。 ※テレビ電話装置等の活用可。	算定基準別表2ハ注 (予防算定基準別表1ハ注)	☐	☐	☐
13 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	上記、認知症専門ケア加算(Ⅰ)の(2)及び(3)の基準にいずれも該当しますか。		☐	☐	☐
	算定月の前の3月において、利用者総数のうち、日常生活自立度ランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する利用者(以下、「対象者」という。)の割合が100分の20以上の月はあるか。		☐	☐	☐
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施していますか。		☐	☐	☐
	※「認知症介護の指導に係る専門的な研修」とは、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」、「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に規定する「認知症介護指導者研修」及び認知症看護に係る適切な研修を指すものとします。 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成していますか。また計画に従い研修を実施又は実施を予定していますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
14 看取り連携体制加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者について、看取り期におけるサービス提供を行った場合は、看取り連携体制加算として、死亡日及び死亡日以前30日以下について1回につき所定単位数を加算していますか。	算定基準別表2 二注	☐	☐	☐
	当該利用者は、看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについて説明を受け、同意した上でサービスを受けている者ですか。		☐	☐	☐
	※当該利用者の家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。				
	病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる連絡体制(※)を確保し、かつ、必要に応じて当該病院、診療所又は訪問看護ステーションにより訪問看護等が提供されるよう、訪問入浴介護を行う日時を当該病院、診療所又は訪問看護ステーションと調整していますか。		☐	☐	☐
	※緊急時の注意事項や利用者の病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの連絡方法や必要に応じて訪問看護等が提供されるよう、サービス提供の日時等に関する取り決めを事前に定めた上で、利用者の状態等に応じて、訪問入浴介護事業所から訪問看護ステーション等へ連絡ができる体制を指す。				
	看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	看取りに関する職員研修を行っていますか。		☐	☐	☐
	死亡前に医療機関へ入院した後、入院先で死亡した場合でも算定可能ですが、その際には、当該事業所においてサービスを直接提供していない入院した日の翌日から死亡日までの間を算定していませんか。		☐	☐	☐
	※入院した日の翌日から死亡日までの期間が30日以上あった場合には、看取り連携体制加算を算定できない。				
	看取り期における対応方針に以下の項目を含んでいますか。				
	□当該事業所における看取り期における対応方針に関する考え方 □訪問看護ステーション等との連携体制（緊急時の対応を含む。） □利用者等との話し合いにおける同意、意思確認及び情報提供の方法 □利用者等への情報提供に供する資料及び同意書等の様式 □その他職員の具体的対応等		☐	☐	☐
	看取り期の利用者に対するケアカンファレンス、看取り期における対応の実践を振り返ること等により、看取り期における対応方針の内容そのた看取り期におけるサービス提供体制について、適宜見直しを行っていますか。		☐	☐	☐
	次に掲げる事項を介護記録等に記録し、多職種連携のための情報共有を行っていますか。		☐	☐	☐
	・利用者の身体状況の変化及びこれに対する介護についての記録 ・看取り期におけるサービス提供の各プロセスにおいて利用者及び家族の意向を把握し、それに基づくアセスメント及び対応の経過の記録				
	医療機関へ入院した月と死亡月が異なる場合でも算定可能であるが、看取り連携体制は死亡月にまとめて算定することから、利用者側にとっては、訪問入浴介護の利用を終了した翌月についても自己負担を請求されることになる。このため、利用者が入院する際には、入院月の翌月に亡くなった場合、前月分の当該加算に係る一部負担の請求を行う場合があることを説明し、文書にて同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	入院後も、家族や入院先の医療機関等との継続的な関わりを持ち、情報の共有を円滑に行う観点から、事業所が入院する医療機関等に利用者の状態を尋ねたときに、当該医療機関等が事業所に対して本人の状態を伝えることについて、入院の際、本人又は家族に対して説明をし、文書にて同意を得ていますか。		☐	☐	☐
	本人又はその家族に対する随時の説明に係る同意については、口頭で同意を得た場合は、介護記録にその説明日時、内容等を記載するとともに、同意を得た旨を記載していますか。		☐	☐	☐
	介護記録に職員間の相談日時、内容等を記載するとともに、本人の状態や、家族に対する連絡状況等について記載していますか。		☐	☐	☐
	家族と定期的に連絡を取ることで、可能な限り家族の意思を確認しながら介護を進めていますか。		☐	☐	☐
	厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考にしつつ、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針が実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めていますか。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
15 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)共通	全ての訪問入浴介護従業者に対し、個別に研修計画を作成し、当該計画に従って、研修(外部における研修を含む)を実施又は実施を予定していますか。	算定基準別表2 ホ注 (予防算定基準別表1ニ注)	☐	☐	☐
	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達、技術指導等の会議を定期的に(おおむね月1回以上)開催していますか。		☐	☐	☐
	会議にはサービス提供に当たる全従業者が参加していますか。		☐	☐	☐
	会議の開催状況の概要を記録していますか。		☐	☐	☐
	事業主の費用負担により、全ての従業者に対し、少なくとも1年以内ごとに1回、定期的な健康診断を実施していますか。		☐	☐	☐
16 サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	次の(1)(2)いずれかに適合していますか。		☐	☐	☐
	(1)当該事業所の介護職員の総数のうち介護福祉士の占める割合が100分の60以上である。 前年度(3月を除く)の平均値〔 〕% (2)介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上である。 ※勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいう。 ※勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。		☐	☐	☐
17 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の60以上である。 前年度(3月を除く)の平均値〔 〕%		☐	☐	☐
18 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	次の(1)(2)いずれかに適合しているか (1)介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上又は介護福祉士、実務者研修修了者及び介護職員基礎研修課程修了者の占める割合が100分の50以上である。 前年度(3月を除く)の平均値〔 〕% (2)従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上である。		☐	☐	☐
			☐	☐	☐
19 介護職員等処遇改善加算	別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に対し、届出を行った訪問入浴介護事業所が、利用者に対し、訪問入浴介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。 ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	算定基準別表2 ヘ (予防算定基準別表1ホ)	☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	①～⑩のいずれにも適合する場合 1000分の100に相当する単位数		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	①～⑨のいずれにも適合する場合 1000分の94に相当する単位数		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	①(一)及び②～⑧のいずれにも適合する場合 1000分の79に相当する単位数		☐	☐	☐
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	①(一)、②～⑥、⑦(一)～(四)及び⑧のいずれにも適合する場合 1000分の63に相当する単位数		☐	☐	☐
①	介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。 (一) 当該指定訪問入浴介護事業所が仮に介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。 (二) 当該指定訪問入浴介護事業所において、介護福祉士であって、経験及び技能を有する介護職員と認められる者(以下「経験・技能のある介護職員」という。)のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。		☐	☐	☐

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	該当なし
②	当該事業所において、①の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること。		☐	☐	☐
③	介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。		☐	☐	☐
④	当該指定訪問入浴介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること。		☐	☐	☐
⑤	算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。		☐	☐	☐
⑥	当該指定訪問入浴介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。		☐	☐	☐
⑦	次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （一） 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。 （二） （一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 （三） 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 （四） （三）について、全ての介護職員に周知していること。 （五） 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 （六） （五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。		☐	☐	☐
⑧	②の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。		☐	☐	☐
⑨	⑧の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。		☐	☐	☐
⑩	訪問入浴介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。		☐	☐	☐

法：介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

施行規則：介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

基準条例：堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月14日条例第58号）

基準：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号）

予防基準：指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第35号）

解釈通知：指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）

算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）

予防算定基準：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令告示第127号）

留意事項：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）

予防留意事項：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号）